

施設入所及び入院証明書

入所者 (入院者)	住所	
	氏名	
	生年月日	
	入所(入院) 年月日	

上記の者は、当施設（当院）に入所（入院）している
ことを証明します。

年 月 日

施設等 証明印	
------------	--

対象となる施設の種類とその内容	1	重症心身障害児施設	児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設（介護保険法施行規則（以下「規則」という）第170条第2項第1号）
	2	指定障害者支援施設	障害者自立支援法に規定する指定障害者支援施設（ <u>生活介護及び施設入所支援に係る支給決定を受けた身体障害者、知的障害者及び精神障害者にかかる施設に限る</u> ）（規則第170条第1項及び同条第2項第8号）
	3	障害者支援施設	身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する入所等の措置により、身体障害者又は知的障害者が入所している障害者支援施設（規則第170条第1項及び同条第2項第7号）
	4	身体障害者療護施設	障害者自立支援法施行時の経過措置によりなお従前の例により運営することができることとされた身体障害者後世援護施設（ <u>従前の身体障害者療護施設に限る</u> ）（規則の改正省令（平成18年9月29日）附則第2条）
	5	療養介護を行う病院	障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者である病院（ <u>同法に規定する療養介護を行うものに限る</u> ）（規則第170条第2項第9号）
	6	重症心身障害児施設委託指定医療機関	児童福祉法に規定する肢体不自由児施設等であって、厚生労働大臣が指定する医療機関（ <u>当該指定にかかる治療等を行う病床に限る</u> ）（規則第170条第2項第2号）
	7	のぞみの園法に規定する福祉施設	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する福祉施設（規則第170条第2項第3号）
	8	ハンセン病療養所	ハンセン療養所（規則第170条第2項第4号）
	9	救護施設	生活保護法第38条に規定する救護施設（規則第170条第2項第5号）
	10	労災特別介護施設	労働者災害補償法施行規則に規定する被災労働者の受ける介護の救護を図るために必要な事業に係る施設（規則第170条第2項第6号）